

**独立行政法人家畜改良センターの検査業務  
に係る官民競争入札等の検討について**

**平成19年10月1日**  
**農林水産省生産局畜産部**  
独立行政法人家畜改良センター

種畜検査について、官民競争入札等を実施しない理由。

(答)

- 1 種畜検査は、家畜改良増殖法に基づき、伝染性疾患、遺伝性疾患、繁殖機能の障害といった疾患の有無について検査を実施し、種畜として利用できるかどうかの判定を行うものである。
- 2 種畜は、その性格上全国多数の者によって、広域的に利用されることとなるため、仮に、種畜が疾患を保有していた場合、伝搬者となって疾患がまん延し、我が国全体の畜産業の振興に甚大な支障を来すおそれがあることから、種畜検査は、厳格に実施することが求められる。
- 3 具体的には、種畜検査の実施に当たっては、種畜が当該検査に不合格の場合、私有財産である種畜やその精液の流通を制限する等の決定について、行政不服審査法による不服申立てができない強制力を伴うことから、中立・公正な立場での判定が求められ、民間機関において実施することは不適當であり、官民競争入札の対象とすることには馴染まない。

飼料作物の種苗検査について、官民競争入札等を実施しない理由。

- 1 家畜改良センターが実施する飼料作物に関する検査業務は、「種苗法」に基づくもの、「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（カルタヘナ法）」に基づくもの、「OECD種子品種証明制度」に基づくものがある。
- 2 このうち、「種苗法」及び「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（カルタヘナ法）」に基づく検査については、

検査対象が違法行為を行っていることを確認された場合は、販売禁止命令等の社会的な影響が極めて大きい行政処分に直結し、検査等を拒否した者に対しては刑罰が科されるなど、公権力行使としての性格を有すること、

カルタヘナ法に基づく検査については、遺伝子組み換え作物（GMO）を扱うものであり、食の安全・安心に深く関わる場所、民間主体が行うことについては、国民の理解が得られないこと、

種苗業者自身が検査を行うこととなれば、私企業との隔離ができなくなり、検査の信頼性に疑義を生じる恐れがあること、

から官民競争入札の対象とすることには馴染まない。
- 3 また、「OECD種子品種証明制度」に基づく検査及び公的な品種証明書の発行については、本制度は加盟国間で、政府又は政府が指定した公的機関が実施することが国際約束上定められていることから、民間主体が実施することはできず、官民競争入札の対象とすることには

馴染まない。

- 4 以上のことから、飼料作物の種苗検査は、引き続き独立行政法人である家畜改良センターが実施することが必要不可欠であり、官民競争入札の対象とすることは適当でないと考える。

# 家畜改良センター組織図

理事長  
理事  
監事

本 所

家畜の能力評価、家畜の改良増殖、種畜検査、飼料作物種苗の増殖、種苗検査、牛個体識別業務、研修・指導

新冠牧場

家畜の能力評価(乳用牛)、家畜の改良増殖(乳用牛)、種畜検査

十勝牧場

家畜の能力評価(乳用牛、肉用牛、馬)、家畜の改良増殖(乳用牛、肉用牛、馬)、種畜検査、飼料作物種苗の増殖(寒地型)、種苗検査

奥羽牧場

家畜の能力評価(肉用牛)、家畜の改良増殖(肉用牛)、種畜検査

岩手牧場

家畜の能力評価(乳用牛)、家畜の改良増殖(乳用牛)、種畜検査

茨城牧場

家畜の能力評価(豚)、家畜の改良増殖(豚)、種畜検査

長野牧場

家畜の能力評価(山羊、兎)、家畜の改良増殖(山羊、兎)、種畜検査、飼料作物種苗の増殖(温地型)、種苗検査

岡崎牧場

家畜の能力評価(卵用鶏)、家畜の改良増殖(卵用鶏)、種畜検査

兵庫牧場

家畜の能力評価(肉用鶏)、家畜の改良増殖(肉用鶏)、種畜検査

鳥取牧場

家畜の能力評価(肉用牛)、家畜の改良増殖(肉用牛)、種畜検査

熊本牧場

家畜の能力評価(肉用牛)、家畜の改良増殖(肉用牛)、種畜検査、飼料作物種苗の増殖(暖地型)、種苗検査

宮崎牧場

家畜の能力評価(乳用牛、肉用牛、豚)、家畜の改良増殖(乳用牛、肉用牛、豚)、種畜検査

# 家畜改良センターの業務

## 事務・業務の内容

1 家畜の能力評価  
遺伝的能力等の高い雌雄畜の選定・交配を促進するため、家畜個体毎の遺伝的能力等の評価を実施しその成績を公表

2 種畜検査  
「家畜改良増殖法」に基づく種畜(牛・馬・豚)の検査

3 種苗検査  
「種苗法」に基づく流通段階の種苗の検査  
「カルタヘナ法」に基づく遺伝子組換え生物を使用している場所等への立入検査等  
OECD品種証明制度に基づく検査及び品種の証明

4 牛個体識別業務  
法に基づく牛個体識別台帳の管理及び記録の公表等に関する事務

5 家畜の改良増殖  
新しい育種手法を活用した家畜の改良増殖を行い、種畜を供給

6 飼料作物種苗の増殖  
優良な飼料作物の原種子の増殖及び供給

7 研修・指導  
我が国の畜産振興に資するための研修

## 事務・業務の特徴

家畜の母集団が小さい我が国において家畜の遺伝的能力等の評価が、効率的な改良増殖を図る上で必要。また、統一的に実施することが不可欠であり、評価自体を公正・中立な立場で厳格に実施することが必要

家畜の改良増殖の基礎となる種畜について、種畜を通じた疾患がまん延等しないよう、以下の検査等を実施  
伝染性疾患、遺伝性疾患及び繁殖機能の障害の有無について検査  
農林水産大臣の指示により飼養者への立入検査  
個人資産である家畜や飼養者へ公権をもって検査等を実施するため、公正・中立性が必要

飼料作物に関する専門的知識や高い検査技術をもった者が、実際のほ場等での栽培試験等を行いつつ、公権をもって検査等を実施するため、公正・中立性が必要

家畜の生産・流通及び情報処理等に関する専門的知識を有する者による、公正・中立な立場から個人情報に関わる牛個体識別情報の正確な記録と厳格な管理

民間等と役割分担を行いつつ、民間等が実施し難い業務を実施  
遺伝的多様性に富む種畜の作出  
畜産新技術を駆使した優良種畜の作出 等

収穫時期が多雨・多湿となる我が国において、民間等が実施し難い飼料作物品種等の種子増殖を高い技術力を駆使して効率的に実施

全国の幅広い畜産関係者を対象に実際のフィールドを利用した研修を実施



# 家畜改良増殖法に基づく種畜検査

## 目的と概要

交配に伴う疾病の蔓延を防止し、優良な種畜を利用することにより、我が国の家畜改良増殖の効果的な実施を保障するものとして、(独)家畜改良センターが牛、馬及び豚(家畜人工授精用のみ)を対象に、毎年定期に行う検査を実施し、農林水産大臣から種畜証明書の交付を受けている種畜について、供用を可能としている。

## 種畜検査の内容

### 衛生検査

牛、馬及び家畜人工授精用の豚については、少頭数の種畜が、人工授精用精液等を通じて全国で繁殖に利用されており、種畜が疾患を有していると全国に蔓延させてしまう恐れがある。このため、伝染性疾患、遺伝性疾患及び繁殖障害の有無について、現畜検査及び細密検査を行っている。

### 等級判定

畜産農家が優良な種畜を選択・利用できるようにするため、種畜の血統、能力及び体型による等級判定を行っている。

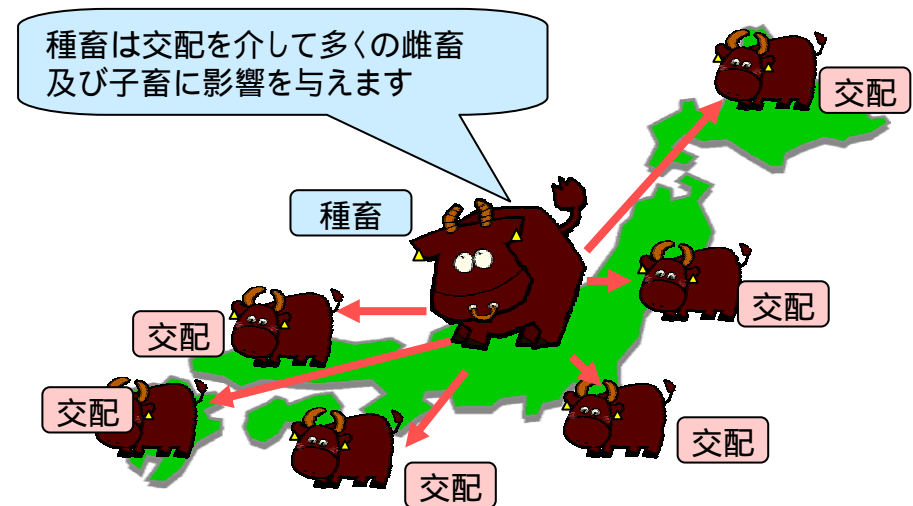
(表)

種畜証明書	
名前	( )
種類	品種
毛色	特徴
生年月日	年 月 日
産地	
血父	祖父
	祖母
統母	祖父
	祖母
等級	有効区域 全国 一円
上記の家畜は、家畜改良増殖法第4条の規定による検査に合格した種畜であることを証明する。	
農林水産省	

(裏)

種畜証明書 番号	検査年月日	有効期間	検査担当者氏名
第 号	年 月 日	年 月 日	
第 号	年 月 日	年 月 日	
第 号	年 月 日	年 月 日	
第 号	年 月 日	年 月 日	
第 号	年 月 日	年 月 日	
第 号	年 月 日	年 月 日	
第 号	年 月 日	年 月 日	
第 号	年 月 日	年 月 日	
第 号	年 月 日	年 月 日	
第 号	年 月 日	年 月 日	
変更年月日	飼養者の住所及び氏名又は名称		交付者 氏名

種畜証明書





# 種畜検査

## 衛生検査

### 現畜検査

#### 特徴の確認

検査畜と種畜証明書・申請書との照合を行い、検査畜が確かに種畜証明書・申請書に該当する家畜であることを確認する。

#### 疾患の有無の確認(臨床所見)

##### 【伝染性疾患】

- 家畜伝染予防法第2条第1項の表の上欄に掲げる伝染性疾病及びこれらの伝染性疾病の疑症  
牛疫、牛肺疫、口蹄疫、流行性脳炎、狂犬病、水泡性口炎、リフトバレー熱、炭疽、出血性敗血症、ブルセラ病、結核病、ヨーネ病、ピロプラズマ病、アナプラズマ病、伝達性海綿状脳症、鼻疽、馬伝染性貧血、アフリカ馬疫、豚コレラ、アフリカ豚コレラ、豚水泡病
- 牛：牛伝染性鼻気管炎、ブルータンク、ランピースキン病、牛カンピロバクター症、トリコモナス病、トリパソーマ病及びレプトスピラ症(レプトスピラ・ボモナによるものに限る。)
- 馬：トリパソーマ病、仮性皮膚、馬パラチフス、馬伝染性子宮炎及びごうしん
- 豚：オーエスキー病、豚繁殖・呼吸障害症候群及び豚エンテロウイルス性脳脊髄炎

##### 【遺伝性疾患】

- 牛：遺伝性先天性ボルフィリン症、遺伝性特発性てんかん、遺伝性けいれん性不全麻痺、遺伝性先天性軟骨發育不全症、遺伝性長期在胎、遺伝性の奇型、牛白血球粘着性欠如症、牛複合脊椎形成不全症、クローディン十六欠損症、第十三因子欠損症、バンド三欠損症及びモリブデン補酵素欠損症並びにこれらを後代に発現させる遺伝性疾患
- 馬：遺伝性虹彩欠損症及び遺伝性の奇型並びにこれらを後代に発現させる遺伝性疾患
- 豚：遺伝性先天性振戦、遺伝性クル病、遺伝性増殖性皮膚炎及び遺伝性の奇型並びにこれらを後代に発現させる遺伝性疾患

##### 【繁殖機能の障害】

精巣炎、精巣機能減退、精巣い縮、潜在性精巣、陰のう炎、ぼつ起不全症、陰莖脱、陰莖湾曲症、亀頭包皮炎、包莖、精のうせん炎、前立せん炎、精巣及び副生殖器官の發育不全及びしゅよう並びに陰莖及び包皮の裂傷

飼養管理状況、健康状態、歩様、生殖器等の確認

### 細密検査(都道府県に委託)

伝染性疾病に関する細密検査  
畜種に応じて、下表の細密検査を行う。

	牛	馬	豚
ブルセラ病			
結核病			
馬伝染性貧血			
牛カンピロバクター症			
トリコモナス病			
馬パラチフス			
オーエスキー病			

#### 繁殖機能の障害に関する細密検査

以下の検査項目について、  
精液検査を行う。

- ・量
- ・色
- ・水素イオン濃度(pH)
- ・臭気
- ・精子の数
- ・活力
- ・生存率
- ・形態

## 等級判定

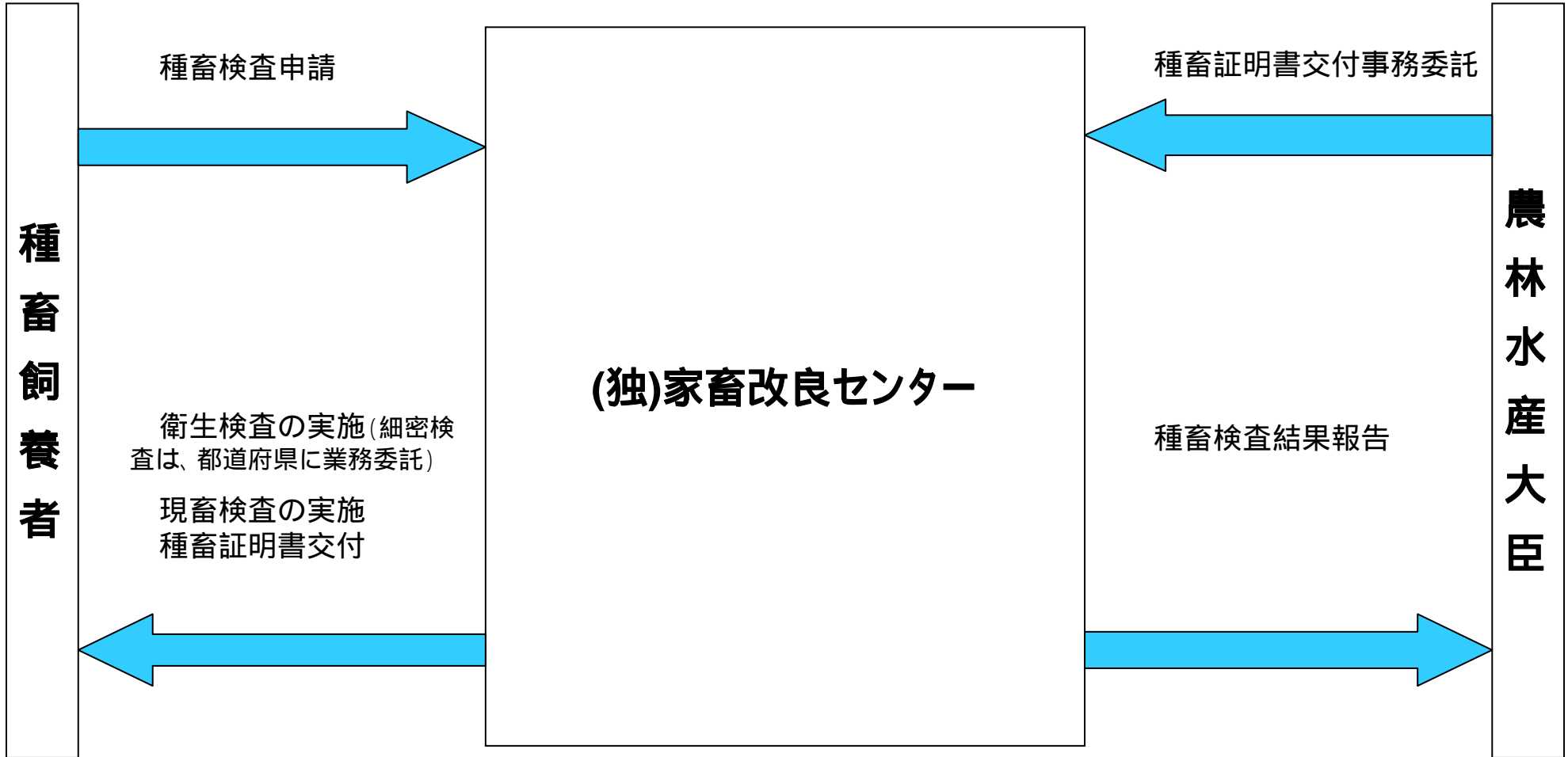
### 種畜の等級判定

種畜の等級の判定基準(農林水産省告示第1542号)に基づき、血統、能力及び体型について審査を行い、特級、1級、2級、級外の判定を行う。

	審査の内容
血統	家畜改良増殖法第32条の2第1項に規程により登録規程の承認を受けて家畜登録事業を行う機関が発行する血統証明書の有無
能力	泌乳能力検定あるいは産肉能力検定の検定成績
体型	品種の要件及び体格基準

種畜証明書交付

# 種畜検査の実施手続きの流れ



# 種畜検査実施に当たっての組織体系

## 家畜改良センター本所

### 改良部種畜課

種畜検査員37名  
担当地域 栃木、群馬、東京、新潟、静岡、福島

種畜検査員合計 118名  
(平成19年1月1日現在)

### 新冠牧場

種畜検査員11名 担当地域 北海道

### 十勝牧場

種畜検査員12名 担当地域 北海道

### 奥羽牧場

種畜検査員7名 担当地域 秋田、青森

### 岩手牧場

種畜検査員9名 担当地域 岩手、宮城、山形

### 茨城牧場

種畜検査員5名 担当地域 茨城、埼玉、千葉

### 長野牧場

種畜検査員4名 担当地域 富山、山梨、長野

### 岡崎牧場

種畜検査員8名 担当地域 愛知、岐阜、三重、  
福井、石川、滋賀

### 兵庫牧場

種畜検査員3名 担当地域 京都、奈良、和歌山、  
愛媛

### 鳥取牧場

種畜検査員4名 担当地域 兵庫、鳥取、島根、  
岡山、広島、山口、  
香川、高知

### 熊本牧場

種畜検査員4名 担当地域 熊本、大分、長崎、宮崎

### 宮崎牧場

種畜検査員14名 担当地域 福岡、佐賀、  
鹿児島、沖縄

# 種苗法に基づく流通種苗検査

## 目的と概要

市販されている飼料作物種苗については、畜産農家等が種苗を購入・利用する際に正確な情報が得られるように表示の適正を確保する必要がある。

このため、種苗法第53条の2の規定に基づき、家畜改良センターは農林水産大臣からの指示に従い、あらかじめ指定された市販種苗について、表示事項の検査、集取及び表示内容の検査を実施することとなっている。

## 表示検査

表示事項の検査は、種苗業者の店頭等において、包装容器に種苗法に定められた以下の事項(検査項目)が表示されているか否かを検査する。

### 検査項目

表示をした種苗業者の氏名又は名称及び住所  
種類及び品種(接木した苗木にあっては、穂木  
及び台木の種類及び品種)

生産地

種子については、採種の年月又は有効期限及  
び発芽率

数量

農薬を使用したものについては、その旨並び  
に使用した農薬に含有する有効成分の種類及び  
当該種類ごとの使用回数

## 表示内容検査

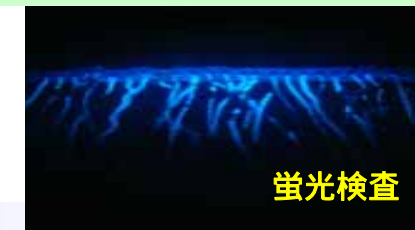
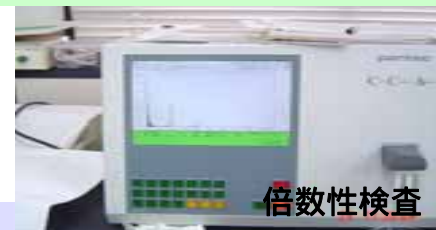
表示内容の検査は、集取した種苗について、表示の発芽率が満たされているか、種類・品種名が正しいかなどについて検査を行う。

**発芽検査** ISTA(国際種子検査協会)の規程に基づき、種子を発芽させ、正常に発芽する割合を検査する。

**栽培検査** 基準種子と検査種子を栽培して表示されている品種の遺伝特性が確保されているかを比較検査する。  
検査項目は、OECDの比較栽培調査及びほ場検定マニュアルに準ずる。

**倍数性検査** マメ科牧草等は品種により2倍体・4倍体であることから、染色体を数を確認することにより異品種の混入を検査する。

**蛍光検査** 品種交雑が容易なイタリアンライグラス及びペレニアルライグラスについて、種子を発根させ、根の部分の蛍光の有無により品種純度を検査する。

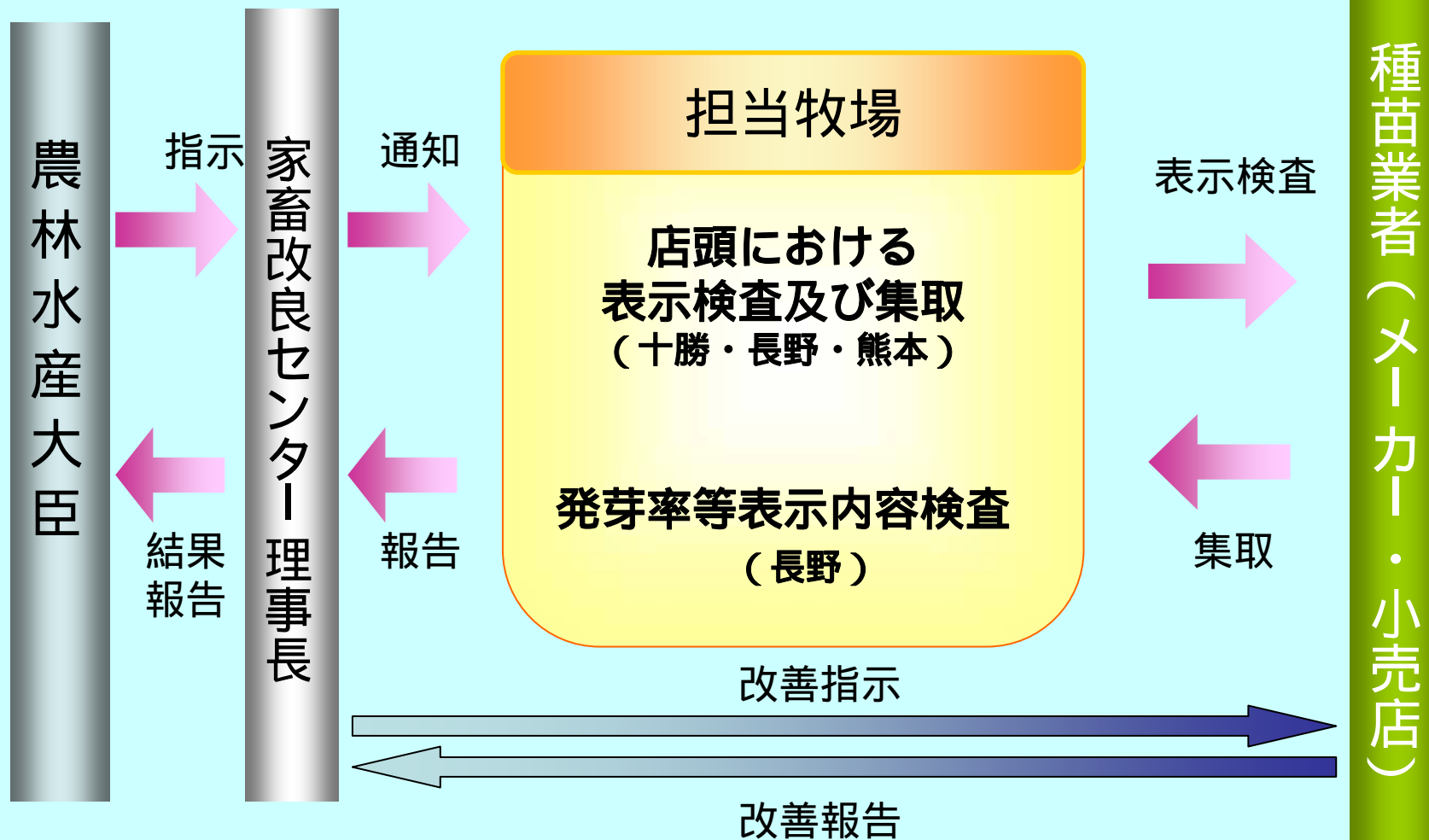


倍数性検査

蛍光検査

# 種苗法に基づく流通種苗検査

## 検査の流れ

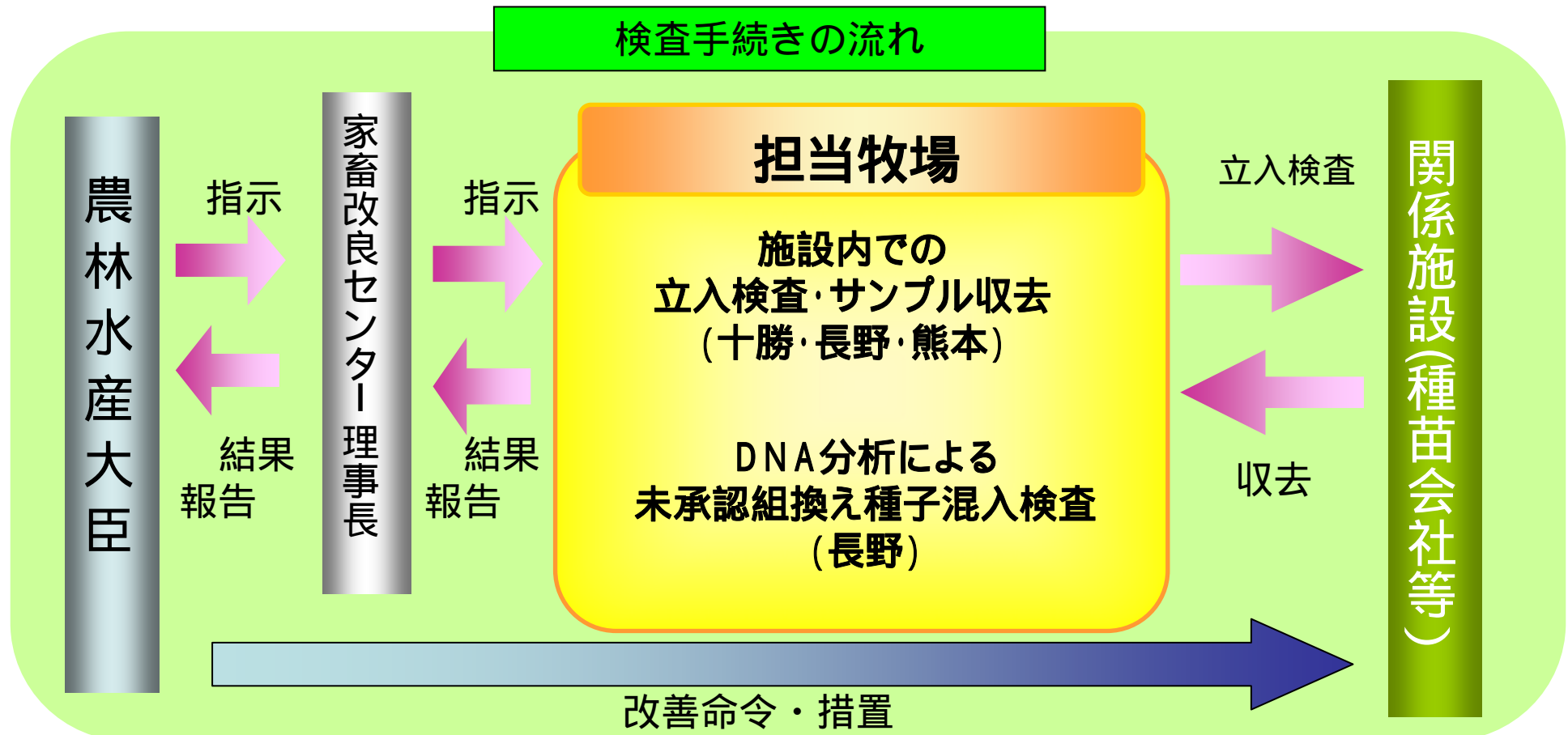


# カルタヘナ法に基づく遺伝子組換え種子検査

## 目的と概要

遺伝子組換え生物の拡散による生物の多様性への悪影響を確実に防止するため、未承認の遺伝子組換え生物の混入の有無を検査する必要がある。このため「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（カルタヘナ法）」に基づき、家畜改良センターは、農林水産大臣からの指示に従い、飼料作物種子について国内で承認されていない遺伝子組換え体が混入していないかどうか流通段階での検査を行うこととなっている。

## 検査手続きの流れ

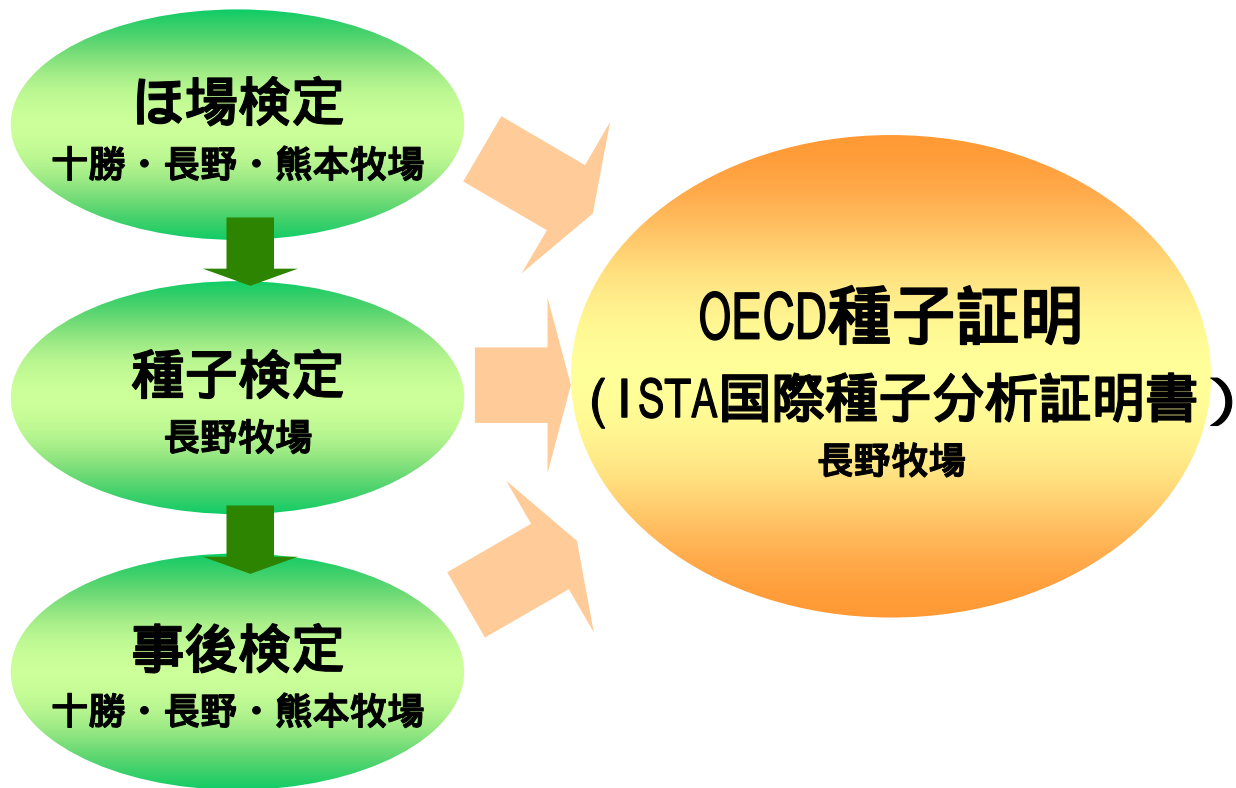


# O E C D 種子制度に基づく検査及び証明

## 目的と概要

種子が2国間を移動する場合、O E C D 種子制度に基づき、その品種純度や異物混入状況を輸出国の政府責任において証明することとなっている。

わが国における飼料作物種子の証明機関は、信頼性・客観性があるI S T A (国際種子検査協会)の認証機関である家畜改良センターのみが指定されている。



O.E.C.D.	Species
Seed	Variety
	Category
	Reference Number
Scheme	

Système de l' O.C.D.E.	Designated Authority
	Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries 1-2-1 Kasumigaseki, Chiyodaku, Tokyo, JAPAN
pour les Semences	
	National Livestock Breeding Center

# O E C D 種子制度に基づく検査及び証明

## ほ場検定

飼料作物は他植性であり、交雑による遺伝特性の変化が起こりやすいことから、O E C D の比較栽培調査及びほ場検定マニュアルに基づき、目的の牧草種子を生産するほ場に出向いて、花粉汚染源からの隔離距離が確保されているかなどについて検定を行う。

検定項目	交雑する危険性のある他植物との隔離距離 同一ほ場における交雑する危険性のある他植物との休作期間 遺伝的特性が失われない範囲の採種期間 採種用もと種子 ほ場における他作物・雑草の混入状況 遺伝的特性が異なる個体の発生状況
------	--

## 種子検定

生産された牧草種子について、ISTA ルールに基づき、純度、発芽率等が基準を満たしているかなどについて検定を行う。

検定項目	種子の純度、千粒重及び水分含有率 発芽率 倍数体が存在する特定草種・品種の染色体 交雑が容易な特定草種・品種における根の蛍光性による品種純度
------	---

## 事後検定

生産された種子の遺伝的特性を確認するため、O E C D の比較栽培調査及びほ場検定マニュアルに基づき、生産された種子とその標準種子をほ場で栽培・比較し、出穂期等品種の特性が保たれているか検定を行う。

検定項目	イネ科共通事項 草丈、月間生長量、出穂始期、生育角度、最長茎の穂先端高、最長茎の止葉葉鞘基部高、最長茎の止葉長、最長茎の止葉幅、倒伏程度 マメ科共通事項 開花始期、植物体の広さ、中央小葉長さ、中央小葉幅、葉柄の長さ、葉柄の太さ、ランナーの太さ、葉色、葉斑
------	--